登録割賦購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成20年法律第74号）第３条の規定による改正前の割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第31条の登録をした者から、法第35条の３において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則の一部を改正する省令（平成21年経済産業省令第37号）第１条の規定による改正前の割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第13条の17において準用する同規則第11条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 22 年３月 17 日　　関東経済産業局長　高原　一郎

名　　称	清水ジェーシービーカード株式会社
本店の所在地	静岡県静岡市清水区富士見町２番１号
登録番号	関第156号
営業廃止年月日	平成22年１月１日

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 22 年３月 17 日

近畿地方整備局長　上総　周平

１　処分をした年月日　平成22年３月３日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　エスエヌ環境テクノロジー株式会社　安藤真一郎　大阪府大阪市住之江区南港北１－７－89　国土交通大臣許可（特－17・18）第6090号

３　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県の区域内における清掃施設工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの。

（注１）　「清掃施設工事業に関する営業」とは、注文者から清掃施設工事を請け負う営業をいう。

（注２）　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年７月30日法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）　「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）　「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成22年３月18日から平成22年９月13日までの180日間

４　処分の原因となった事実　同社の元九州支店長他１名は、共謀の上、平成19年９月27日ころ、田川地区清掃施設組合議会の議員に対し、同清掃施設組合が指名競争入札の方法により発注予定のごみ処理施設整備工事（以下「本件工事」という。）の指名入札に関し、最低制限価格を教示してもらいたい旨の請託をし、平成19年10月19日ころ、その報酬として現金200万円を供与した。また、同社の元九州支店長他１名は、本件工事の指名競争入札に関して、同議員及び同清掃施設組合担当者と共謀し、同社に本件工事を確実に落札させようと企て、平成20年６月４日ころ、同議員から最低制限価格の教示を受け、平成20年６月24日に実施された本件工事の入札の際、最低制限価格に近接する金額で落札させ、もって偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をした。これらにより、平成21年11月25日に福岡地方裁判所田川支部において、刑法第198条（贈賄）及び刑法第96条の３第１項（競売入札妨害）により懲役２年（執行猶予３年）の有罪判決があり、その刑が確定した。このことが、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

鉄道財団（催告）

大阪府大阪市福島区海老江一丁目１番24号西大阪高速鉄道株式会社から所属鉄道西九条・大阪難波間につき鉄道財団設定の認可申請がありました。

よって、この鉄道財団に属すべきものに関して所有権以外の物権を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者又は鉄道財団に属すべき不動産に関して賃借権を有する者は、平成22年４月19日までに国土交通大臣に申し出て下さい。

なお、鉄道財団目録は国土交通省鉄道局に備えつけてありますから、関係者は閲覧して下さい。

平成 22 年３月 17 日　　国土交通省

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２２年（家）第１５０１３号

東京都千代田区大手町１丁目９番３号
申立人　株式会社日本政策金融公庫
本籍新潟県新潟市中央区姥ケ山888番地、最後の住所新潟県新潟市中央区弁天橋通２丁目２番10号、死亡の場所新潟県新潟市中央区、死亡年月日平成20年12月10日、出生の場所新潟県中蒲原郡亀田町、出生年月日大正５年３月10日、職業無職
被相続人　亡　荒木　治平
事務所新潟県新潟市中央区西堀通７番町1555番地　日生第５ビル５階
相続財産管理人　弁護士　大田　陸介
新潟家庭裁判所

平成２２年（家）第１５０１９号

新潟県新潟市中央区水島町１番３号
申立人　松村　　稔
本籍新潟県新潟市中央区水島町57番地、最後の住所新潟県新潟市中央区水島町１番４号、死亡の場所新潟県新潟市中央区、死亡年月日推定平成21年１月19日、出生の場所東京市品川区、出生年月日昭和10年６月20日、職業無職
被相続人　亡　松村　　隆
事務所新潟県新潟市中央区東大通１丁目１番15号
相続財産管理人　司法書士　徳本　好彦
新潟家庭裁判所

平成２２年（家）第８０６６号

石川県金沢市大額町ル39番地10
申立人　松榮　文夫
本籍石川県金沢市南四十万２丁目24番地１、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所石川県金沢市、死亡年月日平成21年９月26日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和27年２月７日、職業建築設計業
被相続人　亡　松榮　　登
事務所石川県金沢市諸江町中丁478番地３
林司法書士事務所
相続財産管理人　林　　哲朗
金沢家庭裁判所

平成２２年（家）第１９９号

山梨県甲府市相生１丁目２番34号
申立人　山梨県民信用組合
本籍山梨県笛吹市石和町河内57番地、最後の住所山梨県笛吹市石和町東高橋167番地第１みどり荘３－D、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日平成20年７月12日、出生の場所山梨県東八代郡石和町、出生年月日昭和６年10月31日、職業無職
被相続人　亡　小幡　好幸
事務所山梨県甲府市丸の内１丁目21番27号
鶴田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鶴田　和雄
甲府家庭裁判所

平成２２年（家）第１００号

長野県松本市渚２丁目９番38号
申立人　株式会社長野銀行
本籍長野県長野市篠ノ井御幣川1157番地、最後の住所長野県長野市桜新町448番地４、死亡の場所長野県長野市、死亡年月日平成21年８月31日、出生の場所長野県更級郡篠ノ井町、出生年月日昭和31年４月13日、職業不詳
被相続人　亡　小林　重一
長野県長野市三本柳西２丁目59番地２　プラッツ三本柳202号室
相続財産管理人　酒井　勇樹
長野家庭裁判所